

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市国民健康保険被保険  
者資格証明書の交付等に関  
する要綱の改正について

意見募集期間

令和5年2月22日～3月23日

問い合わせ先

神戸市福祉局国保年金医療課

電話078-322-5206

## 1 意見募集期間

令和5年2月22日(水)～令和5年3月23日(木)

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570(住所の記載は不要です)

神戸市役所1号館4階

福祉局国保年金医療課 意見募集宛

(2) ファクシミリ による提出

(078)322-6041 神戸市国保年金医療課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: [kokuho\\_syutainou@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kokuho_syutainou@office.city.kobe.lg.jp)

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市福祉局国保年金医療課

市役所1号館4階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱」の一部改正の概要に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和5年3月下旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館18階)でご覧いただけます。

#### 4 個人情報 の 取扱い について

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

「神戸市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱」の改正について  
(概要)

1. 趣 旨

国民健康保険

神戸市国民健康保険では、国民健康保険法第9条第3項～第8項及び第63条の2第1項～第3項に基づき、神戸市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱を制定しています。国民健康保険法第9条第7項に定める資格証交付世帯への被保険者証の交付に関し、国税徴収法第66条に規定する継続的な収入に対する差押により滞納保険料の完納が見込まれるときについても交付要件とする旨を明記します。

また、国民健康保険法第63条の2第1項～第3項に定める給付差止について、国税徴収法第66条に規定する継続的な収入に対する差押により滞納保険料の完納が見込まれるときは給付差止を解除できる旨を明記します。

また、要綱第2条～第3条、第6条～第12条及び第13条の内容に関して、被保険者証の返還対象者等について規定していますが、表現の整理等を行います。

2. 概 要

神戸市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱

- (1) 資格証交付世帯への被保険者証の交付については、国税徴収法第66条に規定する継続的な収入に対する差押により滞納保険料の完納が見込まれるときについても交付要件とする旨を明記します。
- (2) 給付差止の解除については、国税徴収法第66条に規定する継続的な収入に対する差押により滞納保険料の完納が見込まれるときは給付差止を解除できる旨を明記します。
- (3) その他、一部、表現の整理等を行います。